

# 令和2年小田原市議会9月定例会

## 総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
テレワーク環境整備事業について	情報システム課	1
古紙リサイクル事業組合協力金について	環境政策課	2
合併処理浄化槽整備費補助金について	環境保護課	3
小田原市斎場条例の改正について		4

令和2年9月7日

# テレワーク環境整備事業について

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害などが発生した際の業務継続体制を構築するとともに、多様な勤務形態の確立による「働き方改革」の推進を図る。

## 2 事業概要

現在、本市の庁内ネットワークは出張先や自宅で利用できないため、在宅勤務の際には、必要なデータを保存したパソコンを持ち帰ることで対応している。

そこで、庁舎外でも職場と同等の業務ができるよう、テレワークに必要なサーバやネットワーク、テレワーク用端末（100台）等を整備する。

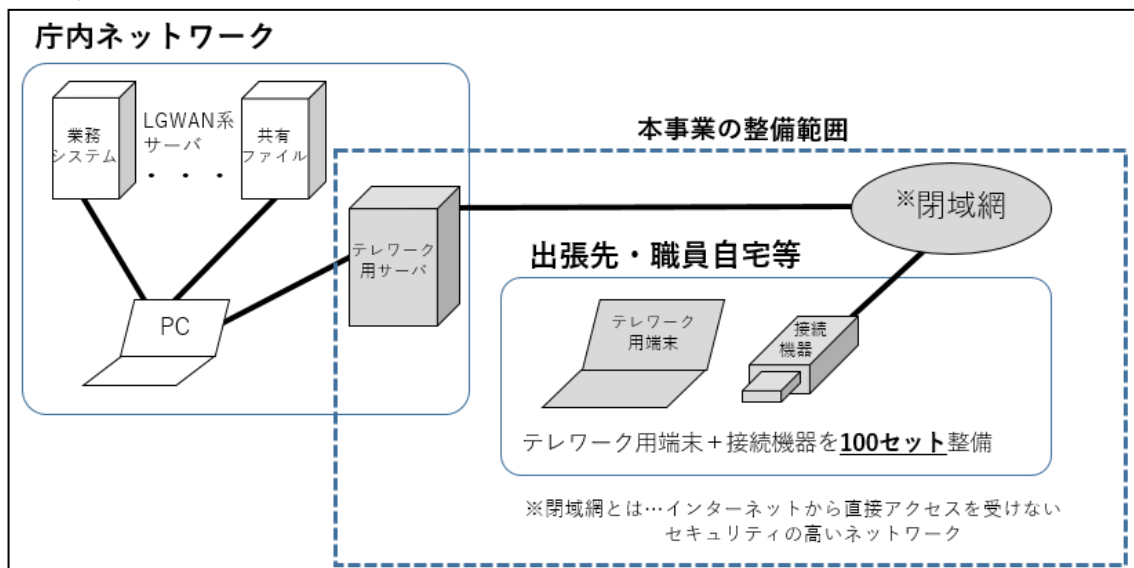
## 3 予算額

48,841 千円

## 4 稼働予定

令和3年（2021年）2月

## 5 構築するシステムのイメージ



# 古紙リサイクル事業組合協力金について

## 1 事業概要

小田原市古紙リサイクル事業組合<sup>\*</sup>は、月2回市内全域の集積場所に排出された紙・布類を回収し、リサイクルしている。

本市の紙・布類の回収システムは、平成6年度（1994年度）から、自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合、行政の三者の協力により成り立っている。

自治会（市民）：紙・布類の適正な排出

組合：確実な収集と資源化

行政：紙・布類の収集量と相場に応じて協力金の支払い

<sup>\*</sup>市内の古紙問屋及びチリ紙交換、古紙回収業者が集約され設立された組合

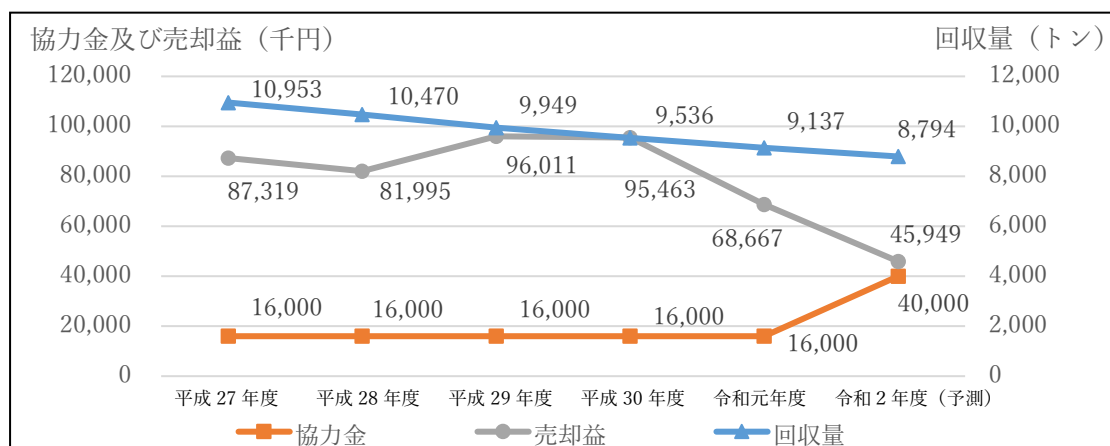
## 2 補正理由

組合設立当初から古紙リサイクル事業については、売却益で賄いきれない経費を協力金として毎年支出しているが、次の理由により協力金を増額する必要が生じた。

- ・本市の古紙は国内流通であるが、中国が平成29年（2017年）末に廃棄物の輸入を規制したことにより、これまで中国へ輸出していた国内問屋の売払先がなくなったことから、国内在庫増加（古紙のだぶつき）による、古紙単価の低下が始まった。この状況は令和2年（2020年）に入っても改善されず、古紙単価が下がり続けていること。
- ・さらに、情報媒体の電子化が進んでいることから、新聞紙や雑誌の購読量が減り、その影響から全体の古紙回収量が年々減少していること。
- ・また、布類についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、再利用先の東南アジアの選別工場などが操業停止となったことから、流通が滞っていたため、令和2年（2020年）4月から7月まで不用な「衣類・布類」の排出を控えるよう市民に周知していた。現在は、排出制限を解除しているが、布類の単価についても下落が続いている状況であること。

## 3 補正予算額 20,000千円（他 当初予算額 20,000千円）

## 4 協力金、売却益、回収量の推移



# 合併処理浄化槽整備費補助金について

## 1 目的

生活排水による河川や水路等の水質汚濁の防止を目的とし、下水道事業計画区域外において、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（トイレ排水と生活雑排水を同時に処理する浄化槽）への転換工事費の一部を、国県補助金<sup>※1</sup>を財源として補助するものである。

※1 国：循環型社会形成推進交付金（以下「国庫補助金」という。）

県：合併処理浄化槽整備費補助金（以下「県浄化槽補助金」という。）

水源環境保全・再生市町村補助金（以下「水源環境補助金」という。）

## 2 補正理由

市民への周知方法の変更や、令和2年度（2020年度）における補助対象工事の拡充に伴い、予算基数13基（うち水源環境補助金対象分7基）に対し、16基（うち水源環境補助金対象分11基）の申込みがあったため、国が単独処理浄化槽の転換促進を施策として掲げていることを踏まえ、不足額を補正予算として計上するものである。

## 3 補正予算額

4,432千円

（単位：千円）

	歳出	財源内訳			
		国庫補助金	県補助金 <sup>※2</sup>		一般財源
			県浄化槽補助金 (飯泉取水堰の集水域外)	水源環境補助金 (飯泉取水堰の集水域)	
当初予算額	13,225	3,409	1,957	5,112	2,747
決算見込額	17,657	4,163	1,656	8,722	3,116
補正予算額	4,432	754	Δ301	3,610	369

※2 県の水源環境保全税を財源とする水源環境補助金は、平成29年度（2017年度）から飯泉取水堰の集水域における転換工事を対象としており、従来の県浄化槽補助金より補助率が有利となっている。

## 小田原市斎場条例の改正について

### 1 市外居住者における斎場使用料（大人）改定額の算出根拠

小田原市斎場整備運営に係る事業契約金額等に基づき火葬1体当たりの経費を算出した。

(A)経費	(B)金額 [当初契約額]	(C)火葬見込み件数 (対象年数)	(D)1体当たり概算経費 [現行]
① 維持管理運営経費	約 25 億 5 千万円	65,000 件 (15 年間)	39,000 円
② 整備費	約 34 億 7 千万円 [約 31 億 5 千万円]	113,000 件 (25 年間)	<b>30,000 円</b> <b>[28,000 円]</b>
③ その他の経費 (斎場事務広域化協議会経費、 市債償還利子等)	約 7 億円	65,000 件 (15 年間)	11,000 円
合計			<b>80,000 円</b> <b>[78,000 円]</b>

### 2 神奈川県内の公営斎場使用料の状況（令和2年（2020年）8月1日調査時点）

（単位：円）

施設名称	斎場使用料(大人)		直近改定時期 [改定前使用料]	
	市町内 居住者	市町外 居住者	市町内 居住者	市町外 居住者
かわさき北部斎苑	※12,750 [待合室 6,000]	※78,000 [待合室 18,000]	R 2.10 [※8,500 [待合室 4,000]]	R 2.10 [※72,000 [待合室 12,000]]
かわさき南部斎苑				
横浜市北部斎場				
横浜市久保山斎場	※17,000 [待合室 5,000]	※57,500 [待合室 7,500]	H18.4 [※13,000 [待合室 5,000]]	H18.4 [※57,500 上限 [待合室 7,500]]
横浜市南部斎場				
横浜市戸塚斎場				
相模原市営斎場	6,000	54,000	H28.4 [ 0]	H28.4 [45,000]
横須賀市立中央斎場	10,000	60,000	H27.4 [ 0]	H27.4 [50,000]
平塚市聖苑	0	95,000	—	H12.4 [90,000]
藤沢聖苑	10,000	80,000	H17.4 [ 0]	H 3.6 [12,000]
茅ヶ崎市斎場	0	80,000	—	H 5.5 [ 6,000]
三浦市火葬場	6,000	40,000	H22.4 [ 1,000]	H25.4 [15,000]
秦野斎場 (秦野市伊勢原市環境衛生組合)	11,000	73,000	H30.4 [ 10,000]	H30.4 [37,000]
厚木市斎場	10,000	70,000	H24.4 [ 0]	H24.4 [30,000]
大和斎場 (広域大和斎場組合)	10,000	50,000	S 57.4 [ 0]	H24.4 [30,000]
真鶴聖苑	0	70,000	—	H12.9 [30,000]
愛川聖苑	8,000	80,000	R 2.10 [ 0]	—
<b>小田原市斎場</b>	<b>12,000</b>	<b>80,000</b>	<b>R 1.7</b> <b>[ 0]</b>	<b>R 3.4</b> <b>[78,000]</b>

※ 火葬と別料金の1室分待合室使用料（囲み文字にて付記）を合算

S：昭和 H：平成 R：令和 の略